三重大学教養教育英語特別プログラムに関する誓約書

平成　　　年　　月　　日

三重大学教養教育機構長　殿

所属・学年：

学籍番号：

氏名：

署名（自筆）：　　　　　　　　　印

私は、**三重大学教養教育英語特別プログラム**に申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約するとともに、本誓約書にしたがい帰国命令処分を受けても不服を申し立てません。

**Ⅰ．遵守事項**

1. 参加者として選抜された後においては、参加にかかる経費について理解し、事前に保証人または保護者の経済的支援者の了解を得たうえで、プログラム参加の趣旨を十分理解し、出願すること。
2. プログラム参加に必要な諸手続き（派遣先機関等に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部における手続き、費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
3. 出発から帰国までの参加期間をカバーする海外旅行保険・留学保険等に必ず加入して渡航すること。
4. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。
5. 滞在国（地域）の法令およびプログラム実施期間等の規則を遵守すること。但し、日本で禁止されている薬物については、使用してはいけない。
6. 滞在国（地域）では、不必要に危険な行為はしないこと。
7. 申請にあたって所属学部及び教養教育機構が知り得た氏名・連絡先その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、教養教育機構の業務への協力（教養教育英語特別プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。
8. 短期海外研修に参加したにも関わらず、教養教育英語特別プログラム履修生として必要な単位が修得できずに、教養教育英語特別プログラム修了生として認定されなかった場合でも、異議を申し立てないこと。

**Ⅱ．帰国命令**

1. 三重大学は、次の(1)～(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
2. Ⅰの遵守事項に違反した場合
3. 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
4. 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合
5. プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合
6. 派遣先機関が所在する国（地域）の治安・状況が悪化した場合
7. その他、三重大学が中止・延期・帰国を命じるに足る、特殊な事情があった場合
8. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学

生が負担するものとする。

**Ⅲ．三重大学が責任を負わない損害**

　プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(5)のいずれかにあたる場合は、三重大学はその賠償責任を負わないことを了承し、三重大学の責任を問わない

こと。

1. 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。
2. プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
3. プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
4. 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
5. プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。（保証人自筆のこと）

保証人氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

続柄（関係）

保証人住所：

電話番号：

記入された保証人の個人情報は、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。